社会福祉法人興部町社会福祉協議会

平成28年度　第3回理事会議事録

1．開催通知年月日　　平成28年10月5日（水）

2．開催日時及び場所

（1）日　　時　　平成28年10月11日（火）午後1時30分

（2）場　　所　　興部町福祉保健総合センター「きらり」・会議室

3．理事現員数

13名　（平成28年10月11日現在）

4．出席理事数・監事及び氏名

（1）出席理事数　　10名出席、書面出席1名

（2）氏　　名

■理　事

櫻木トモ枝、矢野政一、有坂廣光、磯田幸弘、米田明子、佐藤周示、大内善雄、義達幹夫、山田尚儀、武田富男

（書面による出席理事）

長澤早苗

■監　事

岩井　正、山下　栄

5．出席職員氏名

職員　　4名

事務局長　高橋幸大、通所介護事業管理者　瀬川真奈実、訪問介護事業管理者　増田留子、総務主任　卯城美保

6．付議事項

報告第1号　職員の退職について

報告第2号　監査報告について

報告第3号　赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金審査委員会審査委員の推薦について

議案第1号　固定資産の処分について

議案第2号　移送サービス車輌無償貸付について

承認第1号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会平成28年度1次補正収支予算について

議案第3号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会就業規則の一部改正について

議案第4号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会臨時職員就業規則の一部改正について

議案第5号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会給与等に関する規程の一部改正について

議案第6号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会事務局規程の一部改正について

議案第7号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会介護福祉士国家資格等資格取得者助成事業実施要綱の一部改正について

議案第8号　興部町福祉保健総合センターのうち、老人デイサービスセンター及び高齢者生活支援ハウス部門指定管理者の申請に係る委任について

事務局長　～　本日は何かとお忙しいところご案内の理事会にご出席をいただき誠にありがとうございます。5月27日の評議員会におきまして、選任を受け、ボランティア団体より選出の理事として、武田富男様が本日の理事会より新たに加わっての会議となりましたので、ご紹介のみさせていただきます。よろしくお願い致します。

はじめに会議の成立についてご報告を申し上げます。本日の出席理事10名、書面による出席理事1名。定款第12条第5項の規定に基づきまして、本日の理事会は成立いたします。それでは、これより平成28年度第3回理事会を開催いたします。会議開催にあたりまして櫻木会長よりご挨拶を申し上げます。

櫻木会長　～　皆様、こんにちは。10月も半ばになりまして、すっかり寒くなってまいりました。朝晩も冷え込んでおります、どうぞ身体管理、ご自愛をいただきたいと思います。今日は皆様方には冬を迎える準備など何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。社協事業も上半期が過ぎましたが、なかなか介護サービス利用者等が目に見えないところが気になるところでございますが、指定管理の2期目となる入札申請するための事務作業を進めているところでございます。今日ご提案します案件は、報告3件、議決事項8件でございます。固定資産の処分では、町で購入の移送サービス車輌の無償貸付によるものでございます。第1次補正予算では人件費、固定資産処分の売却益によるものでございます。また各規則・規程の一部改正では、平成26年度からの3年1期として管理運営をしておりますデイサービス・高齢者生活支援ハウスについて、2期目となる指定管理者の申請を進めるための準備を進めていくためのものでございます。各規則・規程の一部改正においては、経験年数換算基準や初任給等の給与格付が明確になっていないため、明確化を図るものでございます。また今後は人件費の増大が予想されることから、退職者の補充におきましては臨時職員化による経費節減を図りたいと考えているところでございます。現状におきまして各サービス部門の適正な職員配置基準が整備されていないことからその点につきましても整備を進めていくための規程・規則の改正をするものでございます。なお、給与表の改定については、根拠のある給与表に見直しを進めておりますが、現在模索中の段階でありまして、第3期の指定管理の公募に向けまして作業をとり進める考えでございます。詳細につきましては事務局より説明を致します。また、皆様からの質問等に対しましても答えていただきます。どうぞ建設的なご意見を出していただき、議案のご審議、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局長　～　それでは本日の理事会ですが、付議事項案件として報告事項3件、承認事項1件、議決事項8件でございます。先にお手元の資料について確認を行わせていただきます。①理事会議案については本日配布の議案に差替えをさせていただいております。大変申し訳ございません。②別紙1　監査報告、③別紙2　興部町共同募金委員会会則、④別紙3　平成28年度1次補正収支予算、⑤別紙4　規則・規程・要綱　改正新旧対照表、⑥別紙5　指定管理者募集要綱（平成25年11月）、⑦別紙6　指定申請書、⑧別紙7　興部町社会福祉協議会人件費明細書　A3　カラー、⑨別紙8　北海道野最低賃金（北海道のホームページ）、⑩社会福祉法人制度改革　情報提供　資料1～資料7、それと社会福祉法人制度改革研修会資料1冊でございます。それでは会議次第3　議長選任となりますが、議長が決まりますまで櫻木会長が仮議長を務めます。櫻木会長よろしくお願い致します。

櫻木仮議長　～　会議の議長が決まりますまで、私が仮議長として進行します。それでは議長を選任することについてどのような方法で議長を選任したら良いか、皆様のご意見を伺いたいと思います。どうでしょうか。

義達理事　～　事務局一任。

櫻木仮議長　～　ご意見ありがとうございます。「事務局一任」とのご意見をいただきました。よろしいですか。

理事一同　～　はい。

櫻木仮議長　～　それでは、事務局より議長についてお話ください。

事務局長　～　はい。本日の理事会の議長には、櫻木会長をお願いできればと思います。

櫻木仮議長　～　それでは、事務局から私にということでお話がありましたが、私でよろしいでしょうか。

理事一同　～　はい。

櫻木議長　～　それでは本日の議長、私が務めさせていただきます。皆様方のご協力よろしくお願い致します。それでは会議次第4．議

事録署名人の選任ですが私より指名させていただいてもよろしいでしょうか。

理事一同　～　よろしいです。

櫻木議長　～　私より議事録署名人をご指名いたします。議事録署名人は　磯田理事、武田理事　をご指名します。後日、事務局にて議事録を作成しますので、ご確認の上、署名・捺印をお願い致します。それでは会議次第の５．議案審議に入ります。報告第１号「職員の退職について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

事務局長　～　　会議案３ページをお開きください。報告第１号「職員の退職について」説明を致します。平成28年4月1日から常勤的臨時職員として訪問介護及び高齢者生活支援ハウスのホームヘルパーとしてお勤めしておりました加藤めぐみさん、紋別在住　40歳　ですが、7月11日に退職する旨、7月10日で届けの提出がありまして受理されたところでございます。定款細則第15条第1項第1号「職員の任免に関すること」、定款第12条第1項に「日常の業務として理事会が定めるものについて会長が専決し、理事会に報告する。」の規定により報告するものでございます。なお、退職に伴うヘルパーの補充は行ないません。時期をみまして補正予算についても行なわせていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上で報告第1号の説明を終わります。

櫻木議長　～　報告第1号について説明を致しました。ご意見はございますか。

理事一同　～　ありません。

櫻木議長　～　意見なしということですので、次に進みます。続きまして、報告第２号「監査報告について」監事より監査報告をお願いいたします。

岩井監事　～　はい、それでは監事から監査報告をさせていただきます。社会福祉法人興部町社会福祉協議会の平成２８年度第２回定期監査、第１四半期でございますが、平成２８年７月２９日に執行したところ、別紙報告書のとおり、その計算に誤りなく、普通預金、定期預金共に相違なく、関係証拠書類も適正に処理されていることを認めましたのでご報告いたします。監事　岩井　正、監事　山下　栄、以上でございます。

櫻木議長　～　ありがとうございました。只今の報告に何かございませんか。

理事一同　～　ありません。

櫻木議長　～　それでは次に進ませていただきます。報告第３号「赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金審査委員会審査委員の推薦について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

事務局長　～　報告第3号「赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金審査委員会、審査委員の推薦について」説明を致します。議案の5ページ、それと別紙の2を合わせてご覧ください。赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の審査委員会については共同募金委員会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会の3団体それぞれ5名　計15名の構成で、「募金の趣旨に公平性と住民の理解を図る助成目的を達成するため、審議する」委員会でございます。社会福祉協議会からの5名についても平成28年9月30日で任期が満了となることから、興部町共同募金委員会より平成28年10月から2年間の審査委員5名についての推薦のご依頼がありました。また、10月11日に開催される共同募金委員会理事会において、新たな審査委員の選任が行われることから社会福祉協議会からの5名の推薦を行うものでございます。社会福祉協議会から推薦いたします5名につきましては、櫻木会長、米田理事、矢野副会長、山田理事、武田理事の5名でございます。その旨、興部町共同募金委員会へ社協　櫻木会長名によって推薦報告を致しましたことについてご報告申し上げます。以上で報告第3号の説明を終わります。

櫻木議長　～　これにつきましては、常任理事会で決めさせていただきましたことですので、このようになっております。何かございますでしょうか。

理事一同　～　ありません。

櫻木議長　～　ありがとうございます。それでは次に進ませていただきます。続きまして、議決事項、承認事項に入ります。議案第1号

「固定資産の処分について」と、関連がございますので、議案第2号「移送サービス車輌無償貸付について」並びに承認第1号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会　平成28年度1次補正予算について」を一括、議題とします。事務局より説明いたします。

事務局長　～　議案第1号「固定資産の処分について」説明を致します。現在、町のサービスであります移送サービス車輌として並びにデイサービス送迎車輌として使用している車輌が平成12年から使用していることもあり、たび重なる補修、老朽化をしており、処分についての協議をお願いするものでございます。車輌は車イス乗車可能のリフト付きワゴン、トヨタハイエースであり、すでに減価償却備忘価格1円となっている固定資産でございます。なお、車輌処分に伴い部品代金、リサイクル料合わせて10万円の売却益が得られることとなりますので、承認第1号の補正予算において後ほど補正を行なわせていただく旨、卯城主任から説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第2号「移送サービス車輌の無償貸付について」説明致します。7ページをご覧ください。先の議案第1号にて説明致しました移送サービス車輌の老朽化に伴い、平成28年度の事業計画・収支予算に係る町への要望におきまして協議を行なっていたところでございますが、今回、町での車輌購入が決定し、町で購入する車輌について無償貸付を受けることが可能なるものでございます。車輌は日産キャラバン、定員数9名、内4名の車イスの乗車が可能なタイプの車輌でございます。車輌が町に納車されますのが10月中旬頃とお聞きしておりますので、その時期に合わせて老朽化しておりますハイエース車輌についての処分を行なう予定となります。なお、無償貸付をいただく車輌を管理する車庫については、今後、興部町ともご相談をさせていただきながら進めて参りたいと考えております。続きましては、承認第1号「平成28年度　第1次補正予算について」は卯城主任より説明します。

卯城主任　～　議案第3号　平成28年度1次補正収支予算について説明申し上げます。 別紙3の補正予算書をご覧ください。資料の1ページから 5 ページまでは全サービス区分の総括となっております。なお、こちらの総括表については補正額について今回補正を行なっていない障がい者福祉サービス事業を含んだ計上となっております。補正額につきましては、今回補正を行ないます法人運営事業から生活支援ハウス事業となりますが、補正前の予算額と補正後の予算額の総括表のところにつきましては、今回部門別に変更を行なっていない障がい者福祉サービス事業の金額を含んだ数字となっております。補正予算となりますのでサービス区分別にご説明させていただきます。6ページからの法人運営本部サービス区分です。7ページをご覧ください。人件費支出において18万1千円の増額を行うものです。前年度3月に職員1名が引っ越したことにより、予算決定後に住宅手当が新たに発生することとなり、職員給料支出と手当増額に係る社会保険料等の増額を法定福利費にて増額補正するものです。また、扶養手当の対象となっておりました職員について、お子さんが就職したため、8 月より扶養手当の減額を行っております。この増額、減額に係る部分として中科目の職員給料支出の補正については、住宅手当による増額と、扶養手当による減額の差額分を計上しております。9 ページをご覧ください。上から6段目、7段目に記載の事業活動支出計、事業活動資金収支差額ともに人件費の増額分18万1千円の増額及び減額となり、補正後の額、事業活動支出が2,057万2千円、事業活動資金収支差額が△79万7千円となるものです。すぐ下、固定資産売却収入については、先ほどの移送サービス車輌ハイエースの廃棄に伴う売却収入の計上となります。これらの補正を合わせ、下から三段目、当期資金収支差額合計については△8万1千円、前期末支払資金残高については平成27年度の決算実績に合わせ、278万3千円の増額を行い、当期末支払資金残高は270万2千円の増額となり、補正後の額745万6千円とするものです。10ページからは受託事業サービス区分となります。こちらにつきましては11ページに記載の前期末支払資金残高について、前年度決算の実績に合わせ、95万4千円の増額を行うものです。12 ページ、訪問介護事業です。こちらにつきましては、予算段階で各部門按分の人件費1名の過少見積り、1名について扶養手当の減額があり、合わせて17万3千円の増額を行うものです。14 ページをご覧いただき、法人及び受託事業と同じく前年度決算額に合わせて前期末支払資金残高について、2 万8千円の増額を行います。以上の補正を合わせ、当期末支払資金残高については、14万5千円の減額、補正後予算607万8千円とするものです。15 ページをご覧ください。通所介護事業です。こちらにつきましても訪問介護事業と同様、予算策定段階で按分している職員 1 名について過少見積りがありましたため増額、職員 1 名について扶養手当の減額のため減額、合わせて 34 万6千円の増額を行うものです。続いて17ページをご覧ください。事務費の内、修繕費にて修繕カ所の増加があり6千円の増額を行うものです。以上を合わせ、事業活動支出計では35万2千円の増額となり、下から4段目、サービス区分間繰入金収入についても同額の補正を行うものです。また、18 ページに記載の前期末支払資金残高については法人部門、訪問介護部門と同様に前期決算額に合わせ 33 万1 千円の増額を行うものです。19 ページをご覧ください。生活支援ハウス部門です。こちらについても、按分職員 1 名の人件費過少見積り、1 名の扶養手当減額のため補正を行うものです。人件費全体で、28 万6 千円の増額を行うものです。また、車輌保険料について保険料の増額があり、1千円の増額、支援ハウスで経費を予算化しておりました車輌1台について、前年度までは税金の免除を受けておりましたが、平成28年度から免税対象外となりましたため、租税公課にて6万5千円の増額補正を行うものです。以上を合わせ、21ページに記載の事業活動支出計で35万2千円の増額となるものです。また、下から7段目、サービス区分間繰入金支出にて、通所介護事業への繰り入れとして 35 万2 千円の増額を行い、当期資金収支差額合計では70万4千円の減額となるものです。前期末支払資金残高については他の部門と同じく前年度決算実績に合わせ98万1千円の増

額となり、当期末支払資金残高については 27 万 7 千円の増額となり、補正後予算額 767 万 9 千円とするものです。なお、人件費の比較表を添付しております。積算基礎に職員ごとの按分処理を必要とするため1円単位で積算しておりますが当初予算単位は千円単位としておりますため、給与・手当等の按分後の項目ごとの端数繰り上げ処理の関係上、左側にて算出している人件費計①の合計額と、右側の按分後の人件費の合計額には差異が発生しております。 今回の補正につきまして、予算の段階で過小見積となりましたこと、ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。以上で補正予算の説明とさせていただきます。ご協議いただきますようお願いを申し上げます。

櫻木議長　～　議案第 1 号、議案第 2 号、承認第 1 号についての説明をさせていただきました。はじめに議案第 1 号「固定資産の処分にについて」の質疑をお受けいたします。何かございませんか。

理事一同　～　異議なし。

櫻木議長　～　質疑なしと認めます。それでは議案第 1 号の採決を行ないます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　全員が挙手ということで、議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。続いて、議案第 2 号について質疑をお受けします。移送サービス車の関係ですね。何かございませんか。

武田理事　～　借受期間が平成 29 年 3 月 31 日までとなっているけど、ずっと継続して借りれるということなのかな。

櫻木議長　～　事務局どうぞ。

事務局長　～　基本的には双方合意のもと自動更新するということで、継続的に貸付を受けられるということであります。

武田理事　～　わかりました。

櫻木議長　～　その他、何かございますか。

理事一同　～　ありません。

櫻木議長　～　質疑なしと認めます。それでは議案第 2 号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　ありがとうございます。全員が挙手ということで、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。続いて、承認第 1 号について質疑をお受けします。何かございませんか。

武田理事　～　補正予算の資料だけど、もう少し大きい字で見えるものにならないかな。

櫻木議長　～　はい。事務局どうぞ。

卯城主任　～　様式では標記の内容は決まっているのですが、用紙のサイズまでは決まっておりませんので、次回から予算・決算に関する資料についてはもう少し大きな資料で準備させていただきます。

武田理事　～　はい。

櫻木議長　～　その他、何かございますか。

理事一同　～　ありません。

櫻木会長　～　質疑なしと認めます。それでは承認第１号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　ありがとうございます。全員が挙手ということで、承認第１号は原案のとおり決定します。続きまして、議案第３号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会就業規則の一部改正について」を議題と致します。事務局より説明いたします。

卯城主任　～　先ほども会長から説明がありましたが、今回の就業規則及び給与に関する各規則・規程の改正の目的につきましては、現在明文化されておりませんでした経験年数換算基準や初任給等の給与格付けの基準の明確化を図るものです。また、現在は諸経費に占める人件費比率が 80%以上となっており、現行のままですと今後についても人件費比率の増大が予想されますことから、規程・規則内の職種・職名を整理することで、各部門の適正な職員配置基準の整備、退職者の補充の際に臨時職員化を順次進め、経費の維持・節減を図りたいと考えており、この整備を進めるための規程・規則の改正であります。その他、扶養手当の基準、臨時職員を対象とした各種手当、有給休暇の改正等、役場の規則を参考にさせていただきながら改正を行うものです。

では、別紙４の規則規定要綱改正新旧対照表１ページをご覧ください。右側、改正案と書かれております方をご覧いただき、第３条の条名、本文の職種という標記を職種及び職名に改め、現行では第1号の事務局長から第16号の厨房チーフまでを定めている職種について、改正案では第1号事務局長から第 16 号調理員までとして改めるものです。事業の関係上、現在該当職種の配置事業のない第6号介護支援専門員については削除、また、配置のない事務局次長及びボランティアコーディネーター、地域福祉デザイナーも削除としております。この２つにつきましては本部職員の職名として設置した経緯がございましたが、業務内容から改正案第3号の事務職員及び、第 13 号に追加の社会福祉士、第 15 号に追加の社会福祉主事として、整理させていただいております。現行の第15号の総合施設長については改正案第11条にて施設長と改め、改正案では新たに第12号サービス提供責任者、第 13 号社会福祉士、第 14 号介護福祉士、第 15 号社会福祉主事の社会福祉法関連法規及び介護保険関連諸法規により既定の職種及び資格による職種を設置するものです。また、現行第16号の厨房チーフについては調理員と改めております。この、職種、職名の整理に伴い、3 ページ、4 ページをご覧いただきまして、別表1として新たに職種・職名の細分表を設けるものです。1 ページにお戻りください。この職種及び職名を改めたことに伴い、第 23 項に規定する職種についても改正を行うものです。また、第 3 項については、現行で交代勤務としておりますところを、変則勤務として改めております。1 日を３交代で勤務ということではないため、現在の勤務形態で一般的に使用される語句とさせていただいております。また、職種・職名の整理を行った中で、1 ページ一番下、第５条について、現行「事務局長及び事務局次長並びに事業管理者」としておりますところを、改正案では「事務局長及び施設長、並びに事業管理者」として改めております。２ページをご覧ください。第29条、第２号業務職員の勤務時間等について、ウ、現行では別表１並びに別表２としておりますところを、別表２並びに別表３及び別表４と改めるものです。先ほどの別表１として新たに職種・職名の細分表を追加したことで、現行の別表番号を繰り上げるため、また、5 ページをご覧いただき、別表 4 として調理員の勤務時間を明確に定めたためとなります。２ページにお戻りいただき、続いて、第 30 条については、改正案にて第２号の業務職員に第29条の記載と同じく変則職員のカッコ書きを追加するものです。続いて、第41条退職手当について、第３号で、現行「新たに雇い入れた職員、常勤的臨時職員については、」としておりますところを、改正案では「新たに雇い入れた職員については、」とするものです。退職手当については正規職員のみ対象とすることとしております。この条文については、現在は正規職員としておりますフルタイム勤務の職員が常勤的臨時職員として契約をしていたころは使用しておりましたが、暫く常勤臨時職員としての配置がなく、今年度の５月に調理員として１名、時間給臨時職員から登用し、常勤臨時職員の配置を行っております。当該職員については、現在この規定で定める試用期間中となっており中退共には加入しておらず、この改正によって、すでに加入している職員を対象外とするなど、職員に影響の出るものでないこと申し添えさせていただきます。就業規則の改正については以上となります。ご協議いただきますようお願いを申し上げます。

櫻木議長　～　議案第３号についての説明をさせていただきました。何かございませんか。

米田理事　～　現在の職員、職名でわからない部分があるので、もしよろしければ教えてください。

櫻木議長　～　事務局、説明してください。

卯城主任　～　職名と、職員について申し上げます。事務局長は高橋。施設長については大内常務に役員と兼ねて担っていただいております。福祉活動専門員は法人本部の小澤。事務職員について阿部、青木、卯城。事業管理者については、訪問介護事業の増

田、通所介護事業の瀬川。生活相談員については通所介護事業で勤務の山田、越野。看護職員については通所介護事業で勤務している木幡、今須。ホームヘルパーについては訪問介護事業及び生活支援ハウス事業で勤務しております鈴木とみ子、鈴木智世、北、開米、渋谷。機能訓練指導員は通所介護事業に配置されております看護職員が兼務となっております。次に介護職員ですが通所介護事業の北。生活支援アドバイザーは大池。サービス提供責任者は訪問介護事業に配置される職員となっておりまして、事業管理者の増田、生活支援アドバイザーの大池が兼務となっております。社会福祉士については現在配置がございません。介護福祉士については訪問介護事業、通所介護事業の職員で国家資格取得者になります。社会福祉主事については福祉活動専門員の小澤。調理員については長根山、野川、井上それから常勤臨時の吉田となっております。

米田理事　～　わかりました。

櫻木議長　～　その他、何かございませんか。

義達理事　～　これからの福祉としては、トータル的なアドバイザーとして、社会福祉士の配置は必要になると思われるが、どのように会長は考えておられますか。

櫻木議長　～　福祉士については私としても必要性を感じているわけでございますが、昨年ですが福祉士の資格を持った者を採用するということで公募をしたところですが、なかなか持った人がいないということで今、挑戦している意欲的な職員がおりまして、昨年は不合格ということで残念な結果になってしまいました。まだ若いのでこれからということで考えております。

義達理事　～　わかりました。

櫻木議長　～　その他、何かありますか。

理事一同　～　ありません。

櫻木議長　～　質疑なしと認めます。それでは議案第３号の採決を行ないます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　全員が挙手ということで、議案第３号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第４号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会臨時職員就業規則の一部改正について」を議題と致します。事務局より説明いたします。

卯城主任　～　新旧対照表の６ページをご覧ください。議案第５号臨時職員就業規則の改正についてご説明させていただきます。改正新旧第２条で規定する、臨時職員の定義について、期間の定めを改め、名称についても合わせて一部改正を行うものです。まずは第１号、現行では、「常勤的臨時職員とは、１年以内の期間で雇用され、会長が必要があると認めたときは引き続き雇用することとなる者」としている部分を、改正案では、「長期的臨時職員とは、１年以上３年以下の期間で雇用されることとなる者」と改めるところです。続いて、第２号、こちらについては、引き続き雇用する期間についても「６カ月以内の期間」として明確にするものです。続いて第３号、時間給臨時職員については、内容に変更はなく、第1号の常勤的臨時職員の名称を長期的臨時職員と改めたため、条文内の「常勤的臨時職員より短く」という部分を、「長期的臨時職員より短かく」と改めるものです。続いて第5条です。条文内の常勤的臨時職員という文言を2条の改正に合わせて長期的臨時職員と改めております。また、10ページ及び11ページをご覧いただき、現行では別表1－1で常勤職員の職種と初任給を定め、別表1で基本賃金表として昇給のある賃金表としておりましたところですが、改正案では、別表1として別表を一つにまとめ、職種・資格に応じた昇給の無い賃金とするものです。また、12ページの別表2の短期的臨時職員及び時間給臨時職員についても合わせて昇給のない、職種及び保有資格等に応じた給与とするものです。賃金表の改正に伴い、別表2の下に注記という形で定めておりました介護福祉士資格保有者への加算については削除とするものです。新旧対照表の6ページにお戻りください。これら別表の改正を踏まえ、第5条第2項について、「常勤的臨時職員については別表1、常勤的臨時職員の基本賃金基準表については別表1－1により」という部分を「長期的臨時職員については別表1、」と改めるものです。続いて第5項、期末特別賃金については、第2条の改正に伴い、条文中の常勤的臨時職員を長期的臨時職員として改めるものです。また、特別賃金の内、寒冷地手当について削除とするものです。続いて第6条及び第7条については文中の常勤的臨時職員を長期的臨時職員と改めるものです。7ページをご覧ください。第7条の扶養手当について、前回の改正時に役場の条例を参考に改正を行っていたところでございますが、第3項として扶養の範囲外とする親族について定め、扶養範囲を明確にするため改

正を行います。現行の第３号については第４号として繰り下げ、条文中の「前項に」という部分を「第２項に」と改めるものです。現行第９条の住宅手当及び現行第12条の主任・副主任手当については削除とするものです。下から2行目、現行第14条第2号のウの条文内の別表第3並びに別表4のとおりとすると、改正案では別表第3並びに別表第4及び別表第5と改めるものです。また、こちらで定めております別表については、新旧対照表の 13 ページをご覧いただき、職種名としておりましたところを職種・職名に改め、正規職員の就業規則と同じく職種及び職名を追加しております。また、別表第5として調理員の勤務時間を定めるものです。新旧対照表の8ページをご覧ください。現行第16条、改正案第14条の休暇について、アの（ア）にて、基準日の六か月後から20日を上限として定めておりますところを、改正案では、基準日という部分をなくし、一年度において12日と上限を改めるものです。日数を削減することとなりますが、現行においてもイの別表において勤続年数ごとの上限を定めており、現在の臨時職員については雇用期間1年が最長の契約期間、改正後も長期的臨時職員で3年となりますので、現在雇用中の臨時職員に影響の出るものでないこと申し添えさせていただきます。また、（エ）の時間単位有給についても、上限日数の変更に伴い、元々の20日に対する4分の1で5日分、この考え方を変えず、12日の4分の1の3日分24時間を限度として改めるものです。また、イの特例休暇のうち、（エ）及び（オ）で定めております忌引休暇については、削除とさせていただくものです。９ページをご覧いただき、同じく現行第16条改正案第 14 条の第2号無給休暇につきましても、常勤的臨時職員を長期的臨時職員と改め、表の賃金支給区分欄、1/2 支給期間と無給期間について、30日と60日を30日と15日に改めるものです。続いて、現行第19条、改正案17条雇用期間の第1項については、雇用期間について、先の雇用名称及び契約期間の変更に伴い、こちらも合わせて変更を行うものです。第2項について、条文中の常勤的臨時職員という名称を長期的臨時職員と改めるものです。また、賃金表を改正し、昇給を行わない形となりますことから、同条の第2号でエとして定めております60歳時点での本会賃金（昇給なし）で合意できるものという項目については削除するものです。臨時職員就業規則の改正については以上となります。ご協議いただきますようお願いを申し上げます。

櫻木議長　～　議案第４号についての説明をさせていただきました。何かございませんか。

武田理事　～　長期的臨時職員は１年から３年。また３年経ったらやり直しをするということで、一生かけて正職員になることができないということになりますよね。

櫻木議長　～　はい、事務局から説明します。

常務理事　～　よろしいですか。

櫻木議長　～　どうぞ。

常務理事　～　それでは私から答弁させていただきたいと思います。只今、武田理事からお話があったとおりでございます。最長で３年契約、本人が希望すれば再更新という形の中で、冒頭の会長さんの挨拶の中にもありましたし、規程の一部改正でも卯城主任から説明をさせていただいた通り、非常に人件費比率が高くなってきております。それの打開策の一環として今回の一部改正ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

武田理事　～　ということは、ずっと臨時でやっていくということ。

櫻木議長　～　はい、どうぞ。

常務理事　～　その点については、２回の三役会議あるいは常任理事会でご議論をいただき、正職員化にすることによって人件費比率が向上してしまうというようなこともあり、将来的な社協の運営を考えたときに全体事業費にかける人件費割合が向上していくと経営の圧迫につながるということで、何らかの形でもって抑制をする考え方でいたところでありまして、全ての職員が臨時になるということではなく、本部あるいは各事業所における最低限の事業を運営していく部分では職員の確保はしていかなければならないと思っておりますが、今と同じような正職員という形の中で給与表を使っていくと非常に人件費が高騰していくということで、人件費の抑制につなげるための施策ということでご理解をいただきたいと思います。そこで参考までにお話をさせていただきたいと思いますが、これを進めるにあたってオホーツク管内の各社協さんの実態の調査をさせていただきました。その中で町の人事院勧告に基づく給与表を使ってるのが 18 市町村中 12 程度あるんですが、その中でも正規職員数が５人から６人という形の中で割合が低い部分で推移しております。北見などの合併市町村については合併した旧町村がございますので、それなりの正職員は確保されておりますけれども、従来の合併していない市町村については５名から６名しかいないということです。それに比べて興部の社協については現在 21 名いらっしゃいます。そういう部分でいきますと今の給与表を使って定期昇給していくと給与水準が高くなるということで、この春から会長さんあるいは副会長さんに

相談をさせていただきながら今回の一部改正等につなげさせていただいたというところでございますのでご理解をお願い致したいと思います。以上です。

武田理事　～　人件費が上がるのは当然だと思うけど、例えば3年間勤めてさらに再雇用するということであれば、結局ね給料がそのまま同じ給料ということでしょ。結局、その臨時がいなければやっていけないんでしょ経営そのものが。そうであれば正規職員と同じようなものでしょ。そんなことしていたら職員がだんだん少なくなるでしょ。募集していても来ないんだから。やっぱりある程度の金額を臨時職員の方々にも出していかないとさ。正規職員にしてももともと町の行2の給与表な訳だからさ、低いんだよね。経営だけ考えていくようであればさ、いい職員がさ、辞めていってしまうよね。

常務理事　～　はい。

櫻木議長　～　どうぞ。

常務理事　～　只今、武田理事さんがお話された部分については、私どももこれを進めるにあたって議論していない訳ではありません。今の21名の正規職員を確保している中で各事業所が成り立っているのかもしれませんし、仮にご指摘があったようにこれを臨時職員にすることによって事業所が成り立たない可能性も無い訳ではないという議論をさせていただきました。職員を抱えているから今の体制を敷けるのか、事業所が衰退していくのかという部分については正直、私どものほうも確信を持っていない状況であります。今の社協の現状を見極めさせていただいて、将来の社協のあるべき姿、管内の社協の実態を見させていただいたときに、やはり進まざるを得ないという判断をさせていただいたところでございます。

山田理事　～　臨時職員が正規職員になれる道がないということなんですけれども、まだ閉ざした訳ではないんでしょ。何らかの形では残されているんでしょ。例えば正規職員の欠員が出たとか、そういった時に対応するとかね。完全になくなった訳ではないんでしょ。

常務理事　～　はい。

櫻木議長　～　どうぞ。

常務理事　～　全ての職員を臨時職員化するということでは毛頭考えておりませんので、櫻木会長さんの考え方がございまして、この職種については職員化が必要だよということであればやはり正職員を採用しなければならないと。そういう道は全て閉ざした訳ではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

武田理事　～　やっぱり働く人たちの環境を整えてあげなければ本当に可哀そうになってくると思うんで、そういう部分を踏まえて職場環境づくりをしてもらいたいと思います。

有坂副会長　～　三役の中でも練って、意見を交わしてやっているんですが、今言いました人件費が80%以上になっているという実態ということがありますよね。それと網走管内の給与体系を調べていきますと現状は中より上なんですよ。管内で比較して安いということにはならないですよ、現状でね。それで職種によって正規職員の道もあるということの判断だけは押さえといてください。

義達理事　～　会長の冒頭の挨拶にもあったんだけど、適正な人員配置が出来ていないという挨拶がありましたよね。ということは、これから福祉も施設から在宅福祉に移行してくるんですけども、そうなると密度の高い福祉をやろうとすると、経営はわかりますがある程度の待遇を整備しないと人材が来ないと思うんですよね。その辺、ある程度の改善の方向に向けるようにいかなければ、いつまでも良い福祉ができませんよ、そうなれば。在宅福祉、地域福祉を考えるならば。そういう部分を町と福祉協議会と話をして、誠意を持った話し合いをやらないと、そこには町の責務もありますから。そこはしっかり話し合いをしてください。

櫻木議長　～　はい、わかりました。働く人の立場に立って、人材確保のためにも町とも話し合いをさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどお願い致します。他にご質問ございませんでしょうか。

佐藤理事　～　12ページの改正案の清掃員の時給賃金ですけど、785円で僅か1円なんだけども道からの最低賃金を下回ってるよね。10

月１日からというようになっているんだけどもさ。

常務理事　～　会長、私からよろしいでしょうか。

櫻木議長　～　どうぞ。

常務理事　～　会長さんから発言のお許しを頂きましたので、私から佐藤理事の質問に対しましてお答えをさせていただきます。ここに書かれている数字についてはご指摘いただいた通りでございます。ここには記載されていない、短期的臨時職員等については勤務年数によって１万円から３万円の年間の手当が出ます。長期的臨時職員もそうなんですが、１万円から３万円の手当が出れば、北海道で言う最低賃金は下回らないということの考え方で、今回は給与改定させていただいておりませんのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

佐藤理事　～　そういうものを含めないでやれるのが１番いいとは思うんだけどね。わかりました。

櫻木議長　～　その他に何かございますか。

米田理事　～　このサービス提供責任者というのは、新しいものですか。

櫻木議長　～　事務局、どうぞ。

事務局長　～　新旧対照表４ページご覧ください。こちらに定義がありまして「利用者に適切な訪問介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する一連のマネジメントを行い、担当ヘルパー構成等のコーディネートを行う者」として、訪問介護事業所において、利用者人数４０名に対し１名を配置する職種となります。本会においては今までは抜け落ちていた職種でございます。

米田理事　～　わかりました。

櫻木議長　～　その他に何かありますでしょうか。

佐藤理事　～　各規程・規則の改正で、附則の施行年月日が抜けているんだけど。

常務理事　～　はい。

櫻木議長　～　どうぞ。

常務理事　～　佐藤理事のご指摘の通り施行年月日が空欄になっております。なぜかというと、一応の予定では来週の金曜日、21 日が評議員会が予定でございます。皆様からご意見を頂戴いたしまして議案の修正等がありました時に、21 日に行われます会議の１週間前までには議案送付という決め事になっておりますので、そういう部分の考慮していただいたときに、やはり 21 日ということで評議員会の最終議決をいただくときにまだ確定されてませんので、一応の予定としては 21 日ですけれども確定させていただいていないので、ここに入る日にちについては最終評議員会で議決をいただいた日にちが施行年月日ということになることをご理解いただきたいと思います。以上です。

櫻木議長　～　その他に何かございますか。

理事一同　～　ありません。

櫻木議長　～　質疑なしと認めます。それでは議案第４号の採決を行ないます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　ありがとうございます。全員が挙手ということで、議案第４号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第５号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会　給与等の一部改正について」を議題と致します。事務局より説明いたします。

卯城主任　～　新旧対照表の 15 ページをご覧ください。第10条について、現行では、適用範囲は別に定めるとしております部分を、改正案では別表２の級別職務部類表に定める改正を行うものです。別表2について 18 ページに記載の職務部類表を新たに設けるものであります。また、現行第11条の初任給及び第 12 条の昇給を一つにまとめ、改正案では第 11 条初任給及び昇給の基準として改正を行うものです。第1項では職務の級について、第２項では初任給について、第３項では初任給の均衡を図る処置について、第４項では昇格について、第５項では昇給条件について、第６項では資格取得による昇格について、第７項では昇格後の給与基準について、第８項では昇給について、第９項では昇給の上限について、第10項では予算との関係についてを規定しております。各条文内の別表については 18 ページの別表2級別職務分類表から 19 ページの初任給基準表、20 ページ及び 21 ページの経験年数換算表、22 ページの経験年数計算書として新たに設けているところです。16ページをご覧ください。現行第12条、改正案第12条の扶養手当について、こちらも臨時職員就業規則と同様に扶養対象外とする親族の範囲を定め、扶養の基準を明確化するところです。続いて第19条については、今回の改正による削除等を受け、条文中で参照している条の変更を行うものです。また、「管理者、事務局次長は」としております部分を、先の就業規則の改正に合わせ、「施設長、事業管理者は」と改めております。17 ページをご覧ください。正規職員の基本賃金表について、先ほども説明しました通り、今回の改正の中で職種・職名を整理し、18 ページの級別職務分類表等を新たに定めましたことから、この別表1の中の職種・職名を削除し、級と号級による定めとするものです。現行ではこの別表1で行っておりました級と職務の対応については別表2の級別職務分類表にて行うものです。以上で給与等に関する規程についての説明といたします。ご協議いただきますようお願いを申し上げます。

櫻木議長　～　議案第５号についての説明をさせていただきました。何かございませんか。

佐藤理事　～　19 ページですが、調理員の高卒の１級１号級というところ。それで長期的臨時職員は 131,000 円ですよね。臨時職員より正規職員のほうが安いというのはどうなんでしょうか。

櫻木議長　～　事務局、説明お願いします。

常務理事　～　はい。

櫻木議長　～　どうぞ。

常務理事　～　会長さんからお許しを頂きましたので、答弁というかお詫びを申し上げます。今の佐藤理事さんのご指摘の通り、130,000 円、131,000 円ということで申し訳ないんですが見落としておりました。申し訳ありません。しかるべき時期に再度、一部改正をさせていただきたいと思います。

櫻木議長　～　申し訳ありませんでした。　他にございませんでしょうか。

武田理事　～　改正案の関係で 18 ページのホームヘルパーの２級と３級とあるんですが、どういうことなんですか。

常務理事　～　はい。

櫻木議長　～　どうぞ。

常務理事　～　只今の武田理事さんのご質問にお聞きしたいのですが、要するに２級にもホームヘルパーがあって、３級の(2)にもホームヘルパー、介護職員があるのはということですよね。その部分については２級から８級まで端的に言うと１号級を上げるための条項ということでご理解いただきたい。基本的には（1）がベースなんですよ。（2）というのが優秀な部分でやっていけば渡り込めますよということの、俗に言う役場で言う昇格・昇給基準を明確にさせていただいたということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

櫻木議長　～　他にございませんでしょうか。

武田理事　～　今、管理職っていうと事務局長とそこに座っている事業所のお二人が管理職。それぞれ管理職手当というのは出してるの。

櫻木議長　～　管理職手当を出しているのかということなので、大内さんどうぞ。

常務理事　～　正直、給与規程等には管理職手当の支給について明記されておりません。ですので支給はしておりません。本来であれば施策的部分で会長さんのご答弁になろうかと思うのですが、この部分については以前から会長さんからも管理職手当の件については色々とご相談をされておりますし、どうするということのお話もいただいております。この部分についてはやはり今回、最終的には21日予定しております評議員会の中での一部改正を議決いただいたときには、その後、再度、会長さんの冒頭の挨拶にもありましたけれども、給与表の改定をやるべきだろうと現在進めさせていただいております。どのようにやっていったらいいか手をこまねいている状況で、本来であれば今回一緒にご提案をさせていただきたかったのですが、今回の改定をさせていただいて前歴換算の点検をさせていただき、職員の給与等については全てリセットされたのかなと思います。今回の議決をいただくことによって今の職員の給与については公平感が保っていけるのかなというように思っています。それを乗り越えたときに会長さんともお話しているのは、武田理事さんが言われたとおり、やはり管理職として責任を持っての部下の指導であるとか、上司との連携であるとかのそれぞれ責任を持たれて仕事をしておりますので、やはりそういう部分については超勤も出ないことに規程上なっております。そういう部分では会長さんともご相談をさせていただいておりますので代わりに答弁させていただいておりますけれども、まるっきり考えていないということではございませんので、お時間をいただければと思っております。

武田理事　～　言うなれば、会長がその気になればできるということだよね。

義達理事　～　管理職手当が出ていないというのがおかしい。会長はどういうふうに考えているのさ。

常務理事　～　会長さんからこの件については投げ掛けがございまして、管理職手当というものの話については私にお話しいただいてますので、ちょっとお時間をいただきたいということで、せん越で会長さんには申し訳ございませんがお話をいただいていることは確かなので、両副会長さんもいらっしゃいますので時間をいただきながら進めさせていただきたいと思います。以上です。

櫻木議長　～　私どもと事務局との話す時間をいただきまして、皆様方に報告できる時が来ましたらご報告をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。他にございますか。

武田理事　～　ホームヘルパーと介護職員という職種の違いは何でしょうか。

常務理事　～　よろしいですか。

櫻木議長　～　はい。

常務理事　～　デイサービスのほうが介護職員で、各家庭にお伺いしてサービスの提供をする訪問事業のほうがホームヘルパーという使い分けをさせていただいておりますのでご理解ください。

義達理事　～　各事業所ごとの職員の定数というものはあるのかい。

櫻木議長　～　答弁、どうぞ。

常務理事　～　会長さんからお許しを頂きましたので、今回の一連の規則・規程の新旧対照表での改正をさせていただいて、今の社会情勢を読み切れていないのですが、ここに事業管理者がいるところで話をするのも失礼なんですが、ここ２、３年前から比べると利用者さんが徐々に減りつつあります。これは私の憶測なんですが、やはり社会環境なり経済状況が変わってきている、無駄なお金、要するに自分が元気なうちはデイサービスであるとかヘルパーにはお金をかけないで自分の家でゆっくりしていたいという考え方の高齢者もいらっしゃるのかなというように思っていますが、これは私の勝手な憶測でございます。いろいろな施設においても平均的に利用者が落ち込んできているのが現状であるというように思っております。今回、皆様から批難をいただきながら説明をさせていただいているんですが、個々の部分に踏み切るにあたっては、前段でも申し上げましたように利用者が下降気味であるということもあって、事業所としては新たな目玉商品も開発していかなければならないという経営観念は持っていただいております。そういう部分もあって義達理事がご質問された内容もございますが、現状として職員が１名減ったら１名入れるよという、これが利用者がどうあれこのような状況が多分にあったというように私は認

識しております。それでは不味いだろうと、利用者の定数でいけば支援ハウス 20 名、デイサービス 20 名と決まっております。これまでのサイクル的な考え方を見直した中でやっていかないという観点に立たさせていただいて、その利用者にあった職員定数というものは決めていかなければならないであろうということで、今回の改定をするのと同時にその辺も副会長さんともご相談をさせていただいております。簡単に言うと、デイもハウスも訪問もよっぽどの状況にならない、変化がない限り、職員の増大はしないということをお互いに確認をした中で事業の推進に励んでいるところでございます。ご理解をいただきたいと思います。以上です。

櫻木議長　～　わかりました。他にありませんか。

理事一同　～　異議なし。

櫻木議長　～　質疑なしと認めます。それでは議案第 5 号の採決を行ないます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　ありがとうございます。全員が挙手ということで、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 6 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会　事務局規程の一部改正について」を議題と致します。事務局より説明を致します。

卯城主任　～　議案第7号事務局規程の改正について、新旧対照表 23 ページをご覧ください。就業規則の職種及び職名の改正に合わせ、第 1 条第 2 項の事務局次長を削除し、第 3 号として係長を新設、第4号として現行の主事2名を主事・主任若干名とするものです。以上事務局規程の改正となります。ご協議いただきますようお願いを申し上げます。

櫻木議長　～　議案第 6 号についての説明をさせていただきました。皆様から意見をいただきたいと思います。何かございませんか。

佐藤理事　～　この主事、主任というのは何級になるのかな。

卯城主任　～　まず主任というのは別表 2 の 4 級に謳わせていただいているものであります。主事というのは 2 級に謳わさせているものであります。

櫻木議長　～　他にございますか。

理事一同　～　異議なし。

櫻木議長　～　質疑なしと認めます。それでは議案第 6 号の採決を行ないます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　ありがとうございます。全員が挙手ということで、議案第 6 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 7 号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会　介護福祉士国家資格等取得者助成事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。事務局より説明を致します。

卯城主任　～　議案第8号介護福祉士国家資格等資格取得助成事業実施要綱の改正について、新旧対照表の 24 ページをご覧ください。こちらにつきましても、就業規則の改正に伴う改正となります。まず、第2条において、現在の事業の中で職員の配置のない、現行の第 2 項の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び第 5 号の精神保健福祉士国家資格の削除を行うものです。また、第 3 条について、現行では、「介護技術講習会等の受講にかかる経費とし、次の基準により算出した額とする」というところを、「次の基準により算出した額及び実務者研修等の受講料とする」と改めるものであります。研修の名称については介護福祉士資格の制度改正により、実技講習の名称に変更があったことによる変更となります。また、講習の経費について受講料と明記させていただき、現行第 5 号の受講の日程での経費の範囲を謳っている条項を削除とさせていただくものです。職員本人のスキルアップという側面もありますことから、実際の資格試験の受験については交通費、宿泊費を含めたまま、講習については交通費、宿泊費を助成の対象外とし、受講

料のみ助成対象とするものです。25 ページをご覧いただき、助成事業要綱に付随する様式についても、研修名称の変更、助成対象範囲について講習については受講料のみと改めるものです。以上で実施要綱の改正の説明とさせていただきます。ご協議いただきますようお願いを申し上げます。

櫻木議長　～　議案第 7 号についての説明をさせていただきました。何かございませんか。

米田理事　～　この助成は何回でもいいんですか。それとどこで受験になるんですか。

事務局長　～　はい。よろしいですか。

櫻木議長　～　事務局、どうぞ。

事務局長　～　米田理事さんからのご質問ですが、資格の助成については資格を取得して証明書をいただいた方が申請をできるということになっております。申請は 1 回ということになります。2 点目の資格を取得するための受験地ですが、介護福祉士国家資格になりますと札幌がメインですが、オホーツク管内のエリアの方々は旭川会場ということで受験地になることが多いようです。その他の社会福祉主事ですが、通信教育と道外に 1 週間程度のスクーリングの勉強する機会がございまして資格の取得、修了できるということになります。それと社会福祉士国家資格については札幌会場ということで把握しております。

理事一同　～　ありません。

櫻木議長　～　質疑なしと認めます。それでは議案第 7 号の採決を行ないます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　ありがとうございます。全員が挙手ということで、議案第 7 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 8 号「興部町福祉保健総合センターのうち、老人デイサービスセンター及び高齢者生活支援ハウス部門指定管理申請に係る委任について」を議題とします。事務局より説明を致します。

事務局長　～　議案第 8 号、「興部町福祉保健総合センターのうち老人デイサービスセンター及び高齢者生活支援ハウス部門指定管理申請に係る委任について」ご説明致します。平成 26 年 4 月から興部町との 3 年 1 期の指定管理協定を結び、デイサービスセンター及び高齢者生活支援ハウスの事業運営を社会福祉協議会が担わせていただいております。今年の 11 月頃には、平成 29 年 4 月からの 3 年間の指定管理の公募が行われると予測をしております。別紙の 5 が、前回の公募時の指定管理者募集要綱です。申請の条件としては「原則として町内の法人、事業所を有する」とあり、募集要綱に定める申請、書類の提出等が示されております。指定期間における 1 カ年の管理料についてもその募集要綱において示されることとなることから、指定管理者の申請に係る「委任」として、社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款細則第 2 条第 1 項第 11 号「その他本会の運営に関する重要事項」に基づき、理事会において同意を求めるものでございます。また、3 年間の指定管理という観点から、定款第 16 条第 1 項第 7 号「その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項」ということから評議員会においては議決を求めるものでございます。別紙６をお手元にご用意ください。様式 1 は指定申請書。その裏のページの様式 2 は施設管理の事業計画書であり、施設運営における住民意見の反映や魅力ある施設経営についての内容を盛り込む予定であります。次の様式 3 については管理にかかる収支計画書となり、平成 26 年度～平成 28 年度の 1 期目おいて年間 4 千 230 万円施設管理費用でございましたが、平成 29 年度の合計の費用として今回は 4 千 400 万円程度を見込んで試算してございます。次のページは 29 年度分の通所介護の試算の内訳、その次のページが支援ハウス 29 年度の試算内訳となってございます。デイサービスセンターにおける利用者の減少での介護報酬の収入減少が影響していること、また規程･規則の改正でもございましたが、職員の初任給、昇給昇格等の格付基準の整備をおこなうこともありまして、ここで別紙の７をご用意ください。上段に社会福祉協議会人件費明細書（前年度比較～合計のみ）H28→前歴あり。平成 29 年度において前歴換算を行った場合と前歴換算をしない場合を比較した表でございます。それぞれ部門別に経費が算出されており、それらを比較しました差額では、１番下右の緑色の数字 189 万 7,265 円が前歴換算後の増加する人件費となっております。裏面と 2 枚目ではそれぞれ 29 年度と 30 年度を比較、30 年度と 31 年度の前歴換算を行なった比較の表となってございます。募集要項の年間の指定管理料の提示額がわかりました時点において、試算額の増減調整を行うことも想定しております。それと別紙８、北海道の労働者の最低賃金が 10 月から変更となってございます。社会情勢を踏まえながら規則等への変更が必要な場合は対

応を行なわせていただきます。別紙８については情報提供としての内容でございました。以上で議案第８号の説明を終わります。

櫻木議長　～　議案第８号についての説明をさせていただきました。指定管理者として次期の指定管理申請の準備を図らせていただき、詳細が町より示されていない状況もあることから、内容が確定次第、指定管理の申請を行なうことへの委任をしていただきたくお願いするものでございます。それでは議案第８号についての質疑をお受けいたします。何かございませんか。

理事一同　～　異議なし。

櫻木議長　～　質疑なしと認めます。それでは議案第８号の採決を行ないます。原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　～　（　挙手　　※人数確認　）

櫻木議長　～　全員が挙手ということで、議案第８号は原案のとおり決定します。ありがとうございます。本日ご提案の議案については全て終了となりますが、別冊で社会福祉法人制度改革、情報提供の資料を皆様にお配りしております。平成29年度から新たな社会福祉法人制度として動き出すことが決まりました。法律が改正されたところでございますが、具体的な内容等についての確定がまだされていない内容もございまして、現状での最新情報を資料としてご用意いたしました。現在での情報提供について事務局より少しだけ行なわせていただきます。

事務局長　～　少しだけお時間をいただきまして社会福祉法人制度改革についての情報提供としての説明を未確定の内容もございますが、お伝えをしたいと思います。今回の社会福祉法の改正に至る経過としましては、社会福祉法人の内部留保問題、「つまり社会福祉法人がお金をため込んでいる」という考えでございます。通常の老人ホームなどの施設整備金基金いう正当な理由の基金ということもありますが、あまりにも社会福祉法人がお金を持っている、「本当にそれだけの基金等を保有することが適正なのか」ということをはっきりしましょうということが１つ。それともう一つが「イコールフィッティング」。このイコールフィッティングとは介護保険事業において措置制度から介護保険制度の契約という形に変わりまして、民間が参入することが出来るようになりました。基本的には第２種社会福祉事業でいわゆる在宅福祉サービス事業等、入所サービス「以外」老人ホームなどを除く事業となりますが、そこに民間が参入できることとなっています。そこに株式会社、NPO 法人が入ってきておりますけれども、そこについては事業に対する税金、課税がされている。ところが社会福祉法人は課税されないということで「イコール」になってませんよね、というのがイコールフィッティングの考え方です。「＝」イコール　になっていないということは、社会福祉法人は課税されない代わりに「社会貢献の事業をやることになっていたでしょ」と「なっていたにも関わらず何もやっていないでしょ」というのが今回の法律改正の議論でございます。地域公益的な事業を展開することは義務ではありませんが、そういう意味合いでの社会福祉法人であることで、地域への貢献が無ければ税金、課税が待っているという議論に発展していくということが想定されています。そこで社会福祉協議会がこの議論に真っ向からぶち当たるかということで、基本的にイコールフィッティングに社会福祉協議会が関係するのかというときに、社協も介護保険事業、障害者福祉の事業を手掛けているところと、また第１種社会福祉事業、特別養護老人ホームなども社協が行なっているところもございますので、一概に社協だからといって議論に含まれないという考えにならないということでございます。つまり介護保険事業に関わっている社協については、イコールフィッティング議論にまともにあおりを喰うということで捉えなければなりません。法律改正により、社会福祉法人として「経営組織のガバナンスの強化」が求められてきます。実際に長期的な事業運営、企業経営というものの仕組みづくりをしていきましょうということに思われます。今後の想定されるスケジュールといたしましては、まずはモデルに沿った定款の変更が必要になってきます。今後は新たに評議員会、理事会の体制が変わりまして、理事会は６名以上、評議員会７名以上を置きなさいということが位置付けられます。また評議員を選ぶ体制ですが、今までは理事会が評議員を選ぶという体制でしたが、今後は評議員を選任・解任する委員会が設置されます。これについては３名以上ということであります。理事・監事の任期については２年と変更ありませんが、評議員については29年４月から改められて４年というものに変わってくるということでございます。そこで定款変更ですが年内に行わなければならないということであります。その後、定款変更申請を北海道、オホーツク振興局、そして法務局との手続きが必要になって参ります。その認可がされましたら、評議員会を選任する委員会の設置、また理事会において評議員候補者の推薦ということを理事会で論議いただかなければなりません。今後の動向については、オホーツク総合振興局、道社協、地区事務所よりアドバイス、相談をしながら、手続きを進められるよう、また理事会での議決事項も出て参りますのでよろしくお願いしたいと思います。また、本日追加での配布させていただきました研修会のご案内でございますが、今回の社会福祉法人制度改革についての役員向けの研修をオホーツク管内で取り行うというご案内でございます。10 月 18 日、来週の火曜

日ということでのご案内ですが一緒にこの改正について学んでいただけるという機会になってございます。10 月 17 日の月曜までにご返事いただければ幸いです。以上で情報提供ということで終わります。

櫻木議長　～　社会福祉法人制度の改正ということで、情報提供をさせていただきました。平成 29 年度から新しい形になることもございまして、皆さんにもご意見を頂戴しながら進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
　ここで、就業規則の改正の資料の 10 ページのところで、長期的臨時職員の基本賃金基準表というところがあるんですけども、ここの変更がありますということで有坂副会長から説明をさせていただきます。

有坂副会長　～　10 ページの別表 1 の長期的臨時職員基本賃金基準表の調理員のところ、1 号級 131,000 円になっています。17 ページの改正案の 1 級 1 号級が 130,000 円になっておりますので、131,000 円を 130,000 円に修正して、評議員会に提案させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

理事一同　～　はい。

櫻木会長　～　そういうことでよろしくお願いします。以上で本日の議案の全てが終了いたしました。皆様、本日は長時間にわたりまして議案のご審議をいただきありがとうございました。これから福祉法人制度の改正によりまして定款または規則等の改正もあることで皆様方には協議していただくことになりますので、よろしくお願いをいたします。本日は誠にありがとうございました。

閉　　会

平成２８年１０月１８日
午後3時　４７分　閉会

以上、記載の記録に相違ないことを認め、ここに署名捺印いたします。

社会福祉法人　興部町社会福祉協議会

議　　長　　印

（議事録署名人）　理　　事　　印

（議事録署名人）　理　　事　　印